

東北地方太平洋沖地震・長野県北部の地震により被災されました皆さまへの 特別措置の拡大について（その2）

2011年3月18日
SBI 損害保険株式会社

このたび、東北地方太平洋沖地震・長野県北部の地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

先般3月16日に「東北地方太平洋沖地震・長野県北部の地震により被災されました皆さまへの特別措置の拡大について」にてご案内の特別措置につき、以下の3点を拡大致しました。

- ・「継続・新規・異動のお手続きに関する猶予措置」の期間を2か月から6か月に延長
- ・「保険料の払込みに関する猶予措置」の期間を2か月から6か月に延長
- ・「インターネット割引等の特別適用」の期間を2か月から6か月に延長

なお、災害救助法適用地域にお住まいの方で、既にご契約いただいている方ならびに弊社の保険へ加入をご検討されている皆さまへの特別措置は以下のとおりです。

	災害救助法適用日
東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日
長野県北部の地震	2011年3月12日

特別措置の適用をご希望の方は、【ご契約専用フリーコール】にお問い合わせください。

(1) 「継続・新規・異動のお手続きに関する猶予措置」

保険始期が災害救助法適用日から6か月以内の弊社継続契約または弊社のお見積りにつきまして、始期日を過ぎてからでも、災害救助法適用日6か月後の前日までにお申込みのお手続きをされれば、弊社継続契約の場合には前年と同条件で契約が継続されたものとして、弊社のお見積りの場合にはそのお見積り内容にてご契約されたものとしてお取り扱いいたします。また、地震・津波が原因の契約内容変更や解約・取消につきましても、災害救助法適用日6か月後までお手続きの期間を延長いたします。

(2) 「保険料の払込みに関する猶予措置」

弊社自動車保険のご契約のお申込み（保険始期が災害救助法適用日以降の契約に限ります）のお手続きをされており、その保険料のお払込みが未済みの場合、その保険料の払込期限を災害救助法適用日6か月後の前日まで延長いたします。また、契約内容変更で追加保険料がある場合の払込期限も災害救助法適用日6か月後の前日まで延長いたします。

(3) 「インターネット割引等の特別適用」

弊社自動車保険のご契約のお申込み（保険始期が災害救助法適用日から6か月以内の契約に限ります）のお手続きをする際に、地震・津波のためにインターネットが使用できない状況で弊社所定の条件を満たす場合は、インターネット割引等を適用いたします。

【ご契約専用フリーコール】

SBI 損保サポートデスク	フリーコール 0800-8888-831
	受付時間 9:00~21:00

一日も早い被害の復旧と皆さまの安全を役職員一同心よりお祈り申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
SBI 損害保険株式会社 マーケティング部
TEL : 03-6229-0060